

令和6年5月23日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和6年5月23日（木曜日）午前10時～午後10時36分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第2回定例会提出予定案件

- ①青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①青森市清掃工場火災対策整備工事に係る契約について
- ②可燃ごみの排出状況について
- ③令和6年能登半島地震における災害対応に伴う職員派遣について
- ④熱中症対策について
- ⑤目指せ！ゼロカーボンシティAOMORI 青森市の地球温暖化対策を考えるワークショップの開催について
- ⑥母子健康手帳窓口交付について

【挙手による報告】

(1) 障害者相談支援事業等の委託料に係る消費税の取扱いの誤認について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	竹山美虎
副委員長	工藤夕介	委員	木戸喜美男
委員	中村美津緒	委員	小豆畑 緑
委員	関 貴光		

○欠席委員

委員 山田千里

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木 浩 文	保健部次長	加 福 拓 志
福祉部長	岸 田 耕 司	市民病院事務局次長	遠 嶋 祥 剛
保健部長	千 葉 康 伸	環境政策課長	菊 池 朋 康
市民病院事務局長	奈 良 英 文	福祉政策課長	松 島 豊
環境部次長	柴 田 一 史	市民病院事務局総務課長	須 藤 静 路
福祉部次長	白 戸 高 史	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	北 山 賢 臣	議事調査課主査	久 保 拓 哉
議事調査課主査	笹 田 貴 子		

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、山田千里委員が体調不良のため欠席となります。また、本日は、関貴光委員が所用のため遅れての出席となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和6年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、福祉館は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11か所に設置しています。

現在、老朽化対策として改築中の滝内福祉館の建て替え工事が、令和6年7月末に完了する予定であり、それに伴い、使用料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 福祉館改築の概要」についてです。

令和5年度から改築工事を行っており、現在、本年8月末の供用開始を目指し、工事を進めているところです。

2ページの平面図を御覧ください。

下の図が新施設となっており、貸出施設として、集会室・多目的室A・B・Cを設置したほか、これまでと同様、図書室や休憩室として自由に使用できる集会室・多目的室Dを設置しています。

なお、部屋の配置等については、地元町会の意向を反映したものとなっています。

1ページにお戻りください。

「3 改正の概要」についてです。

条例別表中、当該福祉館の使用場所について、今ほど御説明した貸出施設である集会室・多目的室A・B・Cの3か所については、これまでに改築した幸畑福祉館や片岡福祉館と同様、使用する部屋の面積に応じて、同じ料金体系として設定するものです。集会室・多目的室Dについては、自由に使用できる部屋であることから、使用料を設定しないこととしています。

最後に、「4 施行期日」については、完成予定が令和6年7月31日となっておりますが、工事の進捗状況等に応じて設定するため、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行しようとするものです。

説明は以上となります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」についてです。

国においては、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、こども未来戦略の閣議決定を受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へ、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ改正しました。本市においても、この改正を受け、教育・保育施設の職員配置を定める各条例について所要の改正を行うものです。

次に、「2 改正する条例」になります。

表頭の「国命令等」の欄ですが、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」ほか2本の基準の改正を受け、表頭中央の「条例名」の欄ですが、青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか3本の条例を改正しようとするものです。

なお、対象となる認可・認定施設は、表右側の欄に記載しています。

次に、「3 改正内容」です。

改正内容は2点になります。(1)は、各教育・保育施設における満3歳児及び4歳以上児の職員配置基準を改正するものです。表のとおり、満3歳児については、おおむね20人につき1人から15人につき1人に、また、満4歳以上児については、おおむね30人につき1人から25人につき1人に改正します。(2)は、国の命令等と同様、改正後の職員配置基準に従って職員等を配置した場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の職員配置基準が効力を有する旨を経過措置として定めるものです。

「4 施行期日」です。

本条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和6年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市清掃工場火災対策整備工事に係る契約について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市清掃工場火災対策整備工事に係る契約について御説明申し上げます。

なお、本案件につきましては、本日開催の総務企画常任委員協議会におきまして御報告させていただくこととしておりますが、本常任委員協議会におきましても、工事の概要を御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

本工事は、令和2年5月25日に発生しました火災により焼損した青森市清掃工場の破碎選別処理施設の再稼働に向け、火災の原因となったりチウムイオン電池の発火に対応した火災対策を実施するものであります。

その内容であります。資料の下段左側の写真①の破碎選別処理施設につきまして、建物の外壁、写真②の屋根及び鉄骨の一部を復旧するとともに、写真③から写真⑤までの焼損した破碎物コンベヤー及び一次磁選機等の設備に係る改善対策を行うものであります。「4 工事内容」の点線四角内に記載しております。火災検知器及び消火散水ノズルの増設、コンベヤーベルトの材質を難燃性ゴムから金属製への変更、コンベヤーへの緊急排出シュートの新設などの機能強化を行うものであります。

工期につきましては、令和7年3月31日までとしまして、令和7年度の早い時期の再稼働を予定しております。

「6 契約概要」につきまして、契約方法は随意契約としておりますが、その理由といたしましては、青森市清掃工場は、施設の設計・施工・運営を民間事業者が一括して行う公設民営方式により整備したものであり、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社を代表企業とする建設請負事業者が設計・施工しております。

本工事は、当工場独自の構造及び機能に関する専門知識に加え、専用設備の製作及び据付けに係る高度な技術を有していることが必要であり、当工場を設計・施工した者以外では対応できないことから、同者と随意契約の方法により契約するものであります。去る4月22日に10億8130万円で仮契約を締結したところでありますが、予定価格が1億5000万円以上であり、議会の議決が必要でありますことから、来たる令和6年第2回定例会に契約事務を所管しております総務部から議案を提出する予定としております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 質疑というよりも確認です。

現在、このごみの処理はどういうふうにしていましたか。

○赤平勇人委員長 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** いわゆる不燃物に関する処理であります、基本的には、分別収集をしながら、所定の処分場に捨てていただくということになっておりますけれども、市民が排出されております不燃物につきましては、現在は一般廃棄物最終処分場に埋立処理しているところであります。

○**赤平勇人委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** もう1点、ちょっと、朝、会派でも話をしていたんですけども、この図で見ると、改めて何かを造るということではなくて、既存の設備を改修するということで考えていいんですよね。新しいものを何か造るということではないんですよね。確認です。

○**赤平勇人委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 現状の施設を有効活用して、コンベアーそのものの自体を難燃性ゴムから金属製に変えるというふうなものが大きな改修ということになります。

○**赤平勇人委員長** よろしいですか。

○**竹山美虎委員** はい。

○**赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○**中村美津緒委員** 今回の火災対策整備工事ですが、これは火災があったときに消火する設備というふうに感じるんですけども、もし火災があったときに消し止めますよという工事なんですよ。

○**赤平勇人委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 現在の既存の施設に関しても、火災が起きたときには、いわゆる火災検知器、あるいは散水ノズルというものもありました。それでも、大部分が火災で焼損してしまったということもありまして、そういったところも、資料に記載しておりますとおり、今回、まず火災検知器を15基から56基に増設するという、それから消火散水ノズルも25基から57基に増設するというものでありまして、これであれば、ぼや程度であれば自動的に消火して、火災は未然に防げるというふうな施設設備をしていきたいというふうに考えております。

○**赤平勇人委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 前も聞きましたけれども、火災があつてからでは遅いのですが、ぼや程度であれば消火することができるというようなお話ですけども、また、こういった今回みたいな火災があると本当に、これに対応し切れるのかどうか。それで、また、これだけのお金がかかるのであれば、やっぱり前も言いましたけれども、この業者自体に、ちょっと不審感を抱かざるを得ないような状況なので、未然に防ぐために、こういったことをなされるのかというのは、ちょっとまだ、ぴんとこないもので、これからも注視していきたいなとふうに感じておりました。

これだけの金額をかけて、もし、また火災があつたときに、これで消火し切れるのかなというのを、疑問、不安、不信をすごく持っているという点で今日は終わりたいと思います。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「可燃ごみの排出状況について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 このたび、令和5年度の可燃ごみの排出状況がまとまりましたので御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

初めに、資料左側の表1「令和5年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が令和5年度の排出状況となっております。まず、青森地区では7万1695トンとなり、前年度の7万4813トンと比較して3118トンの減少、浪岡地区では4050トンとなり、前年度の4162トンと比較して112トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では3670トンとなり、前年度の3850トンと比較して180トンの減少となりました。これら青森地区・浪岡地区・広域町村の合計は7万9415トンとなり、前年度の8万2825トンと比較して3410トン、4.1%の減少となったところであります。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」を御覧ください。

これは、過去2か年度の可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。青森地区・浪岡地区・広域町村の合計では、前年度と比較して、家庭系可燃ごみは3064トンの減少、事業系可燃ごみは346トンの減少となり、先ほど、表1で御説明したとおり、合計で3410トンの減少となりました。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」を御覧ください。

こちらは、青森地区・浪岡地区・広域町村の年度別の排出状況の推移を比較したものとなっております。

次に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区+浪岡地区+広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が令和5年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせまして年間800トンとしており、令和5年度の減量実績としては、先ほど御説明したとおり3410トンと目標を定めた令和2年度以降で最大となる減量実績を達成し、年間800トンと比較して2610トン多く減量した結果となっております。また、令和2年度から令和5年度までの4年間の減量実績の合計は8605トンとなり、令和2年度から令和6年度までの5年間の減量目標であります、年間800トン掛ける5年間の4000トンに対し、4605トン多く減量した状況となっております。

1人1日当たりの可燃ごみ排出量につきましては、青森市では772グラムとなり、

前年度 795 グラムと比較して 23 グラムの減少、青森市に広域町村を加えました全体では 767 グラムとなり、前年度 789 グラムと比較して 22 グラムの減少となっております。

最後に、資料右上の表 2 の右隣にあります「参考）一般廃棄物の排出及び処理状況」を御覧ください。

こちらは、環境省が毎年、実施しております一般廃棄物処理事業実態調査のデータに基づき、可燃ごみのほか、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等を含めたごみの排出・処理状況について、全国平均、青森県平均と比較したものとなっております。赤い太線で囲んでいる部分が本市の状況となっております。なお、令和 4 年度までは国の調査結果が取りまとめられておりますことから、令和 5 年度の数値は本市のみの排出・処理状況となっております。

これまでの市民の皆様お一人お一人のごみ減量化・資源化に向けた行動が可燃ごみの排出量の減少へとつながり、また、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 1000 グラム下回ることとなりました。結果、ごみ排出量は県平均を下回ることとなりましたが、依然として全国平均より多く、リサイクル率については、県平均、全国平均より低いことから、今後も、各種取組を通じて、ごみ減量化・資源化に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 皆さん、なければ、私から 1 点だけお聞きしたいのですが、表 4 のところの「令和 2 年度以降の可燃ごみの減量目標」の部分ですけれども、令和 5 年度の目標は 800 トンで、内訳は施策減量効果が 200 トン、人口減少に伴う減量が 600 トンと。それに対して、実績が 3410 トンで、目標との差は 2610 トンあったということなんです。この 3410 トンは、あくまで実績となっておりますけれども、目標設定時に人口減少に伴う減量として 600 トンと設定されていて、実績も、人口減少のベースでいうと、おおむね 600 トンという考えでよろしいのでしょうか。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 あくまでも、目標値を定めた当時は、経年推移を見越した上で 600 トンというふうな形で定めたものであります。それで、かつ、当時は黒石の組合の統合というものもありまして、青森地区と浪岡地区のを統合して、青森市清掃工場に搬入しても十分、耐えられるくらいの処理能力を確保するための数値目標として、おおむね 600 トンというふうな形で定められたものでありますので、その辺りは、実際の減量化とは乖離があっても、これは致し方ないのかなと思っております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 ありがとうございます。了解です。

3410トンが、人口減少もそうでしょうけれども、施策減量効果、あとは市民意識の向上も様々あったのかなというふうに思いますけれども、引き続き、これは私たちの意識も問われてくるなど。

先日、議員とカダる会を行いまして、様々、ごみ問題についても市民からの意見も出ましたので、そこらへんについては、後ほど、理事者にもお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「令和6年能登半島地震における災害対応に伴う職員派遣について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 令和6年能登半島地震における災害対応に伴う職員派遣について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

本年1月1日に発生しました能登半島地震に係る職員派遣につきましては、環境省から被災地における公費解体や浄化槽復旧の本格化に伴いまして、令和6年3月下旬から5月末日までの間、関連業務の短期的な人的支援の依頼があったところがあります。その要請を受けまして、石川県七尾市に環境部廃棄物対策課職員1名を派遣したところがあります。

派遣期間は令和6年5月10日から5月17日までの8日間の日程で、業務内容につきましては、公費解体支援業務として、市民の方から公費解体の申請受付や問合せ等の業務を行ってきたところがあります。

なお、七尾市の被害状況につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

短い派遣期間ではありましたが、七尾市の災害復旧の一助となったものと考えております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「熱中症対策について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 熱中症対策について御報告いたします。

熱中症対策につきましては、国が熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、同法の規定により閣議決定されました熱中症対策実行計画におきまして、市町村の役割として、庁内体制を整備し、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努めることとされたことを受け、本市におきまして、熱中症対策を取りまとめたところがあります。

資料1「青森市熱中症対策の概要」を御覧ください。

資料上段に記載のとおり、熱中症対策の実施期間を毎年5月1日から9月30日までとし、暑さ指数の予測値に応じまして、フェーズを3段階に分け、フェーズ1及びフェーズ2では青森市地球温暖化対策推進本部におきまして、フェーズ3では、災害級の猛暑に対応するため、新たに設置します青森市熱中症特別警戒対策本部において対応していきたいと考えております。

次に、資料中段の取組につきましては、国の熱中症対策実行計画の具体的な施策の柱を参考に、施策1として、「命と健康を守るための普及啓発及び情報提供」、施策2として、「熱中症弱者のための熱中症対策」、施策3として、「管理者がいる場等における熱中症対策」、施策4として、「地方公共団体及び地域の関係者における熱中症対策」の4つの柱を基本とし、資料記載のとおり、各フェーズに応じて、取り組んでまいります。

次に、資料下段にあります指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターについてであります。改正気候変動適応法におきまして、今回、新たに規定された熱中症特別警戒アラートが発表された際に、市町村長が指定したクーリングシェルターを開放することについて新たに規定されたところであり、本市におきましては、熱中症特別警戒アラートが発表されずとも、暑さをしのぐ場所を市民の皆様提供できるようにするため、資料2に記載しておりますクーリングシェルターとして指定します市有施設24か所につきまして、7月1日から9月30日までの間、涼み処として常時開放することとしたところであり、

涼み処及びクーリングシェルターの開設場所につきましては、「広報あおもり」7月号、市ホームページ、チラシの配布などにより、市民の皆様周知してまいります。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 すみません、すぐ終わります。

人数について記載されていますけれども、例えば、私が住んでいる近くの西部市民センターは5人と書いているのですが、この人数はどういうふうに決められて、5人となったのでしょうか。

○赤平勇人委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 こちらに書かれている人数につきましては、あくまでも、現在、一般の方が自由に使えるスペースとして、各所管の部局から報告を頂いたものでありまして、そのスペースが、もし、椅子とかを置いて、広げられるとなると、その人数は固定されているものではないというふうに御理解していただければと思います。

○赤平勇人委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 西部市民センターも、5人に限らず、結構、休める場所がある

ので、5人と記載すると、津軽弁で言うと、なんさもきかないみたいな感じに受け止めてしまうので、臨機応変に、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「目指せ！ゼロカーボンシティAOMORI 青森市の地球温暖化対策を考えるワークショップの開催について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市の地球温暖化対策を考えるワークショップの開催につきまして御報告いたします。

お手元に配付しておりました資料を御覧ください。

本市では、現在、「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定作業を進めているところであります。

本計画の改定に当たりまして、このたび、市民の皆様や事業者の皆様など、多様な視点から本市におけます地球温暖化対策に関する御意見やアイデアを頂くためのワークショップを、6月22日土曜日の午後1時15分から、市役所本庁舎におきまして、青森市地球温暖化防止活動推進センターと共同で開催することとしたところであります。

参加者につきましては、資料裏面の中段以降にありますとおり、市民の皆様、事業者の皆様、大学生、青森市地球温暖化防止活動推進員のおおむね30人程度を予定しております。現在、青森市地球温暖化防止活動推進センター等、関係団体への周知をはじめ、「広報あおもり」6月号、市ホームページ及びチラシ配布により、参加者を募集しているところであります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「母子健康手帳窓口交付について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 母子健康手帳窓口交付について御説明申し上げます。

お手元のチラシを御覧ください。

本市では、現在、平日の8時30分から18時まで、あおもり親子はぐくみプラザと浪岡振興部健康福祉課において、母子健康手帳を交付しております。

母子健康手帳の交付を受けられる方は、お仕事の関係など、平日、窓口に来ることが困難な方もいらっしゃることから、令和6年6月1日から、祝日・年末年始を除く、第1・第3土曜日の8時30分から12時まで、あおもり親子はぐくみプラザにおいて、交付窓口を新たに開設することといたしました。

母子健康手帳交付の際には、妊娠期から子育て期まで安心してお過ごしいただけ

るよう、保健師または助産師が、妊婦の体調の変化や生活上の留意点、妊娠期から出産後に利用できる事業、健診の時期などを記載した、あおもり親子はぐくみプランの作成を行っております。

このたびの窓口開設に伴い、利便性の向上を図るとともに、平日には来られない配偶者の方、また、パートナーの方と一緒に来ることができる環境を整え、お父さんの育児参加の促進にもつながればと考えております。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔岸田耕司福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 御説明に当たって、資料を配付したいのですが、よろしいでしょうか。

○赤平勇人委員長 はい、お願いします。

〔議会事務局が資料配付〕

○岸田耕司福祉部長 それでは、御説明させていただきます。

障害者相談支援事業等の委託料に係る消費税の取扱いの誤認についての御報告になります。

「1. 経緯」についてです。

本市では、障害者相談支援事業等を社会福祉法人等への委託により実施してきています。

全国的に、障害者相談支援事業等における税務上の取扱いについて誤認している事例がある旨の報道があり、令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省からの通知により、障害者相談支援事業等は社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが示されたところです。

今般、青森県において、県が実施する本事業が消費税を非課税として社会福祉法人等に委託していたことが判明し、本市においても、青森県が実施する障害児等療育支援事業と同じ仕様で事業を実施してきていることから、消費税が非課税となる社会福祉事業と誤認していたことが判明したものです。

県では、委託先法人に納付すべき消費税等を算定し、令和5年度分の申告と合わせて過去5年分の修正申告を行うよう依頼しています。

「2. 非課税と誤認していた事業」についてです。

本市では障害児等療育支援事業が誤認していた事業となります。

「3. 事業費及び市負担見込額（概算）」についてです。

委託先としては8法人、事業費としては1462万9000円、この事業費に係る消費

税総当額及び受託法人が消費税の課税事業者である場合の延滞税を見込んだ額として167万8000円を見込んでいます。

なお、受託法人が修正申告後に消費税、延滞税、加算税が確定することになります。

「4. 今後の対応」についてです。

受託法人へお知らせの上、当該事業に係る消費税総当額及び修正申告に伴い生じる延滞税・加算税について、本市が負担する方向で調整してまいります。

「5. 再発防止」についてです。

今後は、消費税非課税事業であるか否かについて、関係法令を確認の上、国に確認・照会を行うなど、適正な事務の執行に努めてまいります。

このたびの不適切な事務の執行につきまして、申し訳ありませんでした。

説明は以上となります。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 はい。

〔竹山美虎委員「しっかりやってください」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 はい。質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)